（前のページより続き）

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十九年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　一四

平成二十九年度春期情報処理技術者試験合格者（同）　一四

平成二十九年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（総務省）

1　情報流通行政局情報通信利用促進課を廃止し、同課の所掌事務を同局情報流通振興課に移管するとともに、同局にサイバーセキュリティ課を新設し、同課に同局情報流通振興課の所掌事務の一部を移管することとした。（第七六条、第七八条及び第八〇条関係）

2　この政令は、平成二九年七月一一日から施行することとした。

◇厚生労働省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八四号）（厚生労働省）

厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成二九年法律第五九号）の施行期日は、平成二九年七月一一日とすることとした。

◇厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（政令第一八五号）（厚生労働省）

1　生活衛生・食品安全部を廃止し、大臣官房生活衛生・食品安全審議官を新設するとともに、同部に置かれる五課を医薬・生活衛生局に振替設置することとした。（第二条、第六条、第一八条、第四九条及び第五六条～第五八条の二関係）

2　労働基準局勤労者生活課を新設する雇用環境・均等局に振替設置することとした。（第五九条、第六七条、第八五条及び第九一条関係）

3　職業安定局の次長、派遣・有期労働対策部を廃止するとともに、雇用開発部に地域雇用対策課を新設し、派遣・有期労働対策部の分掌していた所掌事務等を職業安定局、雇用開発部及び人材開発統括官に振替設置し、大臣官房審議官を一人増設することとした。（第二条、第八条、第一七条、第一八条、第七三条～第七五条、第七八条、第七九条、第八一条及び第八四条関係）

4　職業能力開発局を廃止し、同局の業務を新設される人材開発統括官に担わせるとともに、本省に置く参事官を五人増設することとした。（第二条、第一五条及び第一三〇条の二関係）

5　雇用均等・児童家庭局を廃止し、雇用環境・均等局及び子ども家庭局を新設するとともに、雇用環境・均等局に六課、子ども家庭局に五課を置くこととした。（第二条、第九条、第一〇条及び第八五条～第九九条関係）

6　大臣官房技術・国際保健総括審議官を廃止することとした。（第一八条関係）

7　大臣官房参事官を一人減するとともに、年金局に資金運用課を新設し、同局総務課の所掌事務を変更することとした。（第一九条、第一二四条、第一二五条及び第一二七条の二関係）

8　中央労働委員会事務局次長二人を廃止するとともに、同事務局に審議官二人を新設することとした。（第一五七条関係）

9　この政令は、平成二九年七月一一日から施行することとした。

◇原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（原子力規制委員会）

1　所要の規定の整理を行うこととした。（第一条第一項及び第二項関係）

2　原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺都道府県知事の要件を改めることとした。（第二条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八七号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（平成二九年法律第五五号）の施行期日は、平成二九年七月八日とすることとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八八号）（国土交通省）

一　港湾法施行令の一部改正関係

国際旅客船港湾管理者に対する助言等に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとした。（第二二条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、特定港湾情報提供施設協定及び官民連携国際旅客船受入促進協定に係る承継効に関する規定を追加することとした。（第三条関係）

三　施行期日

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇過労死等防止対策推進協議会令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（厚生労働省）

1　過労死等防止対策推進協議会の庶務を労働基準局労働条件政策課において処理することとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二九年七月一一日から施行することとした。